

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 (上から8行目) 一方、経営協議会において審議すべき事項である<u>中期目標及び中期計画の変更が報告事項として扱われていることから、適切な審議手続きを行うことが求められる。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 一方、経営協議会において審議すべき事項である<u>中期目標及び中期計画の別表の変更について、事前に経営協議会委員へ教育研究組織の設置に係る意見照会を行い、意見反映の機会を設けているものの、報告事項として扱われていることから、さらに適切な審議手続きを行うことが求められる。</u></p> <p>【理由】 第20回経営協議会（H21. 1. 27）で、教育学研究科から人間発達文化研究科への改組に伴う中期目標及び中期計画「別表」の変更について、報告事項とした理由は下記のとおりである。 (1) 変更のための意見提出締切が1月19日であったため、1月27日開催予定の経営協議会では審議が不可能であり、開催日を変更することは日程調整の問題から困難であった。 (2) 研究科の改組については、中期目標の「2 教育研究上の基本組織」で「平成21年4月からは学年進行に応じた組織改変を行い、人間発達文化研究科、地域政策科学</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 事前に経営協議会委員への意見照会を行っていることは理解しているが、中期目標及び中期計画の変更は国立大学法人法第20条第4項において、経営協議会で審議することとされており、審議事項として扱うことが必要なため。</p>

研究科、経済学研究科及び共生システム理工学研究科を置く。」と記載しており、本学の第1期における基本的目標として経営協議会委員にも理解を得ている。また、「平成19事業年度に係る業務の実績報告書」の中でも、年度計画No.11、No.16、No.52において「人間発達文化研究科」構想について記述しており、第18回経営協議会にて、審議の上承認されている。

(3) 第18回経営協議会（H20.6.24）にて、大学院人間発達文化研究科（修士課程）の設置について報告事項としているが、これは設置申請に係る設置計画書の提出締切が5月末日と早まったことにより、当初予定していた経営協議会の開催日（6/24）では審議が不可能であり、開催日の変更も日程調整の問題から困難であったため、5月に委員へ意見照会を行い、出された意見を踏まえて設置計画書を提出することにより、実質的な審議を行ったと考えている。

なお、平成21年度からは、経営協議会の機能をさらに向上させ、意見反映の機会を増やすため、開催月を見直すとともに、開催回数の増を図っている。

以上の理由により、評価原案の修正をお願いしたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 (上から6行目) <u>中期目標及び中期計画の変更</u>については、<u>経営協議会において審議すべき事項であるが、報告事項として扱われていることから、適切な審議手続きを行うことが求められる。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 <u>中期目標及び中期計画の別表の変更</u>については、<u>経営協議会において審議すべき事項であるが、事前に経営協議会委員へ教育研究組織の設置に係る意見照会を行い、意見反映の機会を設けているもの、報告事項として扱われていることから、さらに適切な審議手続きを行うことが求められる。</u></p> <p>【理由】 第20回経営協議会（H21.1.27）で、教育学研究科から人間発達文化研究科への改組に伴う中期目標及び中期計画「別表」の変更について、報告事項とした理由は下記のとおりである。 (1) 変更のための意見提出締切が1月19日であったため、1月27日開催予定の経営協議会では審議が不可能であり、開催日を変更することは日程調整の問題から困難であった。 (2) 研究科の改組については、中期目標の「2 教育研究上の基本組織」で「平成21</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 前述の意見に対する対応のとおり。</p>

年4月からは学年進行に応じた組織改変を行い、人間発達文化研究科、地域政策科学研究科、経済学研究科及び共生システム理工学研究科を置く。」と記載しており、本学の第1期における基本的目標として経営協議会委員にも理解を得ている。また、「平成19事業年度に係る業務の実績報告書」の中でも、年度計画No.11、No.16、No.52において「人間発達文化研究科」構想について記述しており、第18回経営協議会にて、審議の上承認されている。

(3) 第18回経営協議会 (H20. 6. 24) にて、大学院人間発達文化研究科 (修士課程) の設置について報告事項としているが、これは設置申請に係る設置計画書の提出締切が5月末日と早まったことにより、当初予定していた経営協議会の開催日 (6/24) では審議が不可能であり、開催日の変更も日程調整の問題から困難であったため、5月に委員へ意見照会を行い、出された意見を踏まえて設置計画書を提出することにより、実質的な審議を行ったと考えている。

なお、平成21年度からは、経営協議会の機能をさらに向上させ、意見反映の機会を増やすため、開催月を見直すとともに、開催回数が増を図っている。

以上の理由により、評価原案の修正をお願いしたい。